5.535A 号）。
i） 27.5-30GHz の周波数帯は、固定衛星業務（地球から宇宙）により放送衛星業務用のフィーダリンクの提供のために使用することができること（第 5.539 号）。
j） 29.1-29.5GHz（地球から宇宙）の周波数帯で運用する移動衛星業務の非静止通信網及び固定衛星業務の静止通信網のフィーダリンクは、両通信網の相互混信のレベルを減らしながら所望の回線性能を満足する必要のある電力レベルで地球局からの送信が行われるように、アップリンクの適応電力制御又は他のフェード補償の手法を採用すること（第 5.541A 号）。
k） 27.5-29.5GHz の周波数帯において、固定及び移動業務が世界的規模のもと一次的基礎で分配されていること。
l） 18.6-18.8GHz の周波数帯が、地球探査衛星業務（EESS）（受動）により地球探査及び気象衛星のリモートセンシングに際し使用されていること。混信からの保護は、特に重要な、よく知られるスペクトル線の測定など、受動センシングの測定及びアプリケーションにおいて必須であること。
m） 28.5-29.5GHz（地球から宇宙）の周波数帯が地球探査衛星業務にも二次的基礎で分配されており、EESS に追加的な制約が課されてはならないこと。
n） これらの周波数帯に分配された全ての業務を考慮すべきこと。

以下を ITU-R に要請することを決議し、
1　17.7-19.7GHz 及び 27.5-29.5GHz の周波数帯の静止 FSS の中で運用又は運用予定の異なったタイプの移動する地球局の技術的及び運用上の特性並びにユーザ要求を研究すること。その際、移動する地球局に想定される各種の業務を提供するためのスペクトルの使用及び柔軟なスペクトルの利用が、さらなる認識事項 a）から n）で特定された業務との共用をどの程度容易にするかを含めて研究すること。
2　静止 FSS 網と共に運用する移動する地球局と 17.7-19.7GHz 及び 27.5-29.5GHz の周波数帯に分配された既存業務の現行及び計画中の局との共用及び両立性の研究を、これらの周波数帯に分配された業務の保護を確保し、不当な制約が課されることがないよう、さらなる認識事項 a）から n）を考慮しつつ行うこと。
3　上記研究の結果を考慮し、タイプの異なる移動する地球局及び研究がなされた周波数帯と異なる部分につき、これらの運用のための技術的条件及び規制条項を策定すること。

以下を決議し、
これらの地球局は人命安全のアプリケーションに使用されたり、それらから信任されることがないこと。

以下を 2019 年世界無線通信会議に更に要請することを決議する。
上記研究の結果を検討し適宜、必要な措置を執ること。ただし、ITU-R 要請決議事項で述べられた研究が完了し、ITU-R 研究委員会で合意されることを条件とする。

追　　決議第 159（WRC-15）　37.5-39.5GHz（宇宙から地球）、39.5-42.5GHz（宇宙から地球）、47.2-50.2GHz（地球から宇宙）及び 50.4-51.4GHz（地球から宇宙）の周波数帯における非静止固定衛星業務の衛星システムの技術的及び運用上の課題並びに規制条項の研究

世界無線通信会議（2015 年ジュネーブ）は、
以下を考慮し、
a） 30GHz 以上の周波数の固定衛星業務（FSS）において新技術の開発及び実現を奨励する必要性
b） 30GHz 以上の周波数帯における新しい技術の使用に基づき、静止（GSO）及び非静止（非 GSO）双方の衛星群に関係する FSS システムは、世界で最も孤立した地域においても大容量、低価格の通信手段を提供できること。
c） スペクトルの有効利用を確保するため、無線通信規則ができるだけ多くのシステムが運用できるよう、無線通信技術の新しいアプリケーションの導入を可能にすべきこと。
d） 第 22.2 号に従い、非 GSO システムは、他の GSO FSS 及び放送衛星業務（BSS）網に許容できないような混信を与えてはならないこと。また、無線通信規則で規定がなされていない限り、GSO FSS 及び BSS 衛星網からの保護を求めてはならないこと。
e） 第 22.2 号に基づく GSO FSS 及び BSS 衛星網を保護するために必要な措置を規定することにより生じる確実性が、非 GSO FSS システムに恩恵をもたらすであろうこと。
f） 37.5-51.4GHz の範囲で FSS に分配された周波数帯において運用する、及び／又は近い将来運用予定の GSO 衛星網及び非 GSO 衛星システムが FSS の中にはあること。
g） 非 GSO FSS 衛星システムが、以下の１）及び２）それぞれと 37.5-42.5 GHz（宇宙から地球）、47.2-50.2GHz（地球から宇宙）及び 50.4-51.4GHz（地球から宇宙）の周波数帯を共用することの実現性及びその条件を確認するための技術的研究が必要なこと。1）GSO 衛星網（帯域に応じ FSS、MSS 及び BSS）及び 2）他の非 GSO FSS 衛星システム
h） 非 GSO 衛星の新たな発展を考慮に入れるため、決議第 750（WRC-15、改）の見直しが要求される可能性があること。

以下を更に考慮し、
ITU-R 勧告 S.1323、S.1325、S.1328、S.1529 及び S.1557 が、共用研究で使用できる可能性があるシステム特性、運用上の要件及び保護基準に関する情報を提供していること。

以下に留意し、
a） 37.5-42.5GHz（宇宙から地球）、49.2-50.2GHz（地球から宇宙）及び 50.4-51.4GHz（地球から宇宙）の周波数帯における GSO FSS 衛星網に関する申請情報が無線通信局に伝達されたこと。
b） これらの GSO 衛星網の一部は運用中であり、その他の衛星網は近い将来に運用に入るであろうこと。
c） 37.5-38GHz の周波数帯が宇宙から地球方向の宇宙研究業務（深宇宙）に、並びに 40.0-40.5GHz の周波数帯が地球から宇宙方向の地球探査衛星業務及び宇宙研究業務に一次的基礎で分配されていること。
d） 37.5-40.5GHz の周波数帯が、宇宙から地球方向の地球探査衛星業務に二次的基礎で分配されていること。

以下を認識し、
a） 10-30GHz の周波数帯の非 GSO FSS 衛星システムから GSO FSS 及び BSS 衛星網を保護するため、第 22.5C、22.5D 及び 22.5F 号の epfd 制限値を含め、第 22.2 号を定量化するための規定を WRC-2000 が採択したこと。
b） 10-30GHz の周波数帯の GSO FSS 及び GSO BSS 網を混信から保護するために、非 GSO FSS システムが超えてはならない電力レベルの総和を決議第 76（WRC-15、改）が規定していること。
c） 40.5-42.5GHz の周波数帯で運用する放送衛星業務のフィーダリンク用に 47.2-49.2GHz の周波数帯を留保するため、全ての実行可能な措置を講じることを第 5.552 号が主管庁に要請していること。
d） 第 5.554A 号が、固定衛星業務（宇宙から地球）による 47.5-47.9GHz、48.2-48.54GHz 及び 49.44-50.2 GHz の周波数帯の使用を静止衛星に限定していること。
e） 第 21.16 号が、37.5-42.5 GHz の周波数帯に分配された固定及び移動業務を保護するため非 GSO 衛星システムに適用できる電力束密度の制限値を規定していること。
f） 50.2-50.4GHz の周波数帯は EESS（受動）及び宇宙研究（受動）業務に一次的基礎で分配されており、これらは適切に保護されなければならないこと。
g） ITU-R による予備的研究の結果を検討したのち、WRC-03 が、非 GSO FSS 衛星システムが 37.5-50.2GHz の周波数範囲を GSO FSS 衛星網と共用する際の条件を決定するにはさらなる研究が必要だとの判断を下したこと。
h） 第 5.556 号が、電波天文観測が 51.4-54.25GHz の周波数帯において行われ、これに関して軽減措置が定義されなければならない可能性を指摘していること。